

金融サービス仲介業者の登録申請支援

2021年11月より金融サービスの提供に関する法律が施行され、1つの登録で銀行・証券・保険・貸金業の商品・サービスを仲介することが可能な金融サービス仲介業が創設されます。

これにより、幅広い金融商品を取り扱う新たなビジネスモデルの展開が容易になり、顧客に対する金融商品のサプライチェーンは大きく変化するとともに、顧客ニーズを捉える新たなプレーヤーが登場することが見込まれます。

あずさ監査法人では、改正法や政府令・監督指針および自主規制等を踏まえながら、関連する業界におけるベストプラクティス等に関する豊富な知見を基に、金融サービス仲介業者の登録申請業務を支援するアドバイザーサービスを提供します。

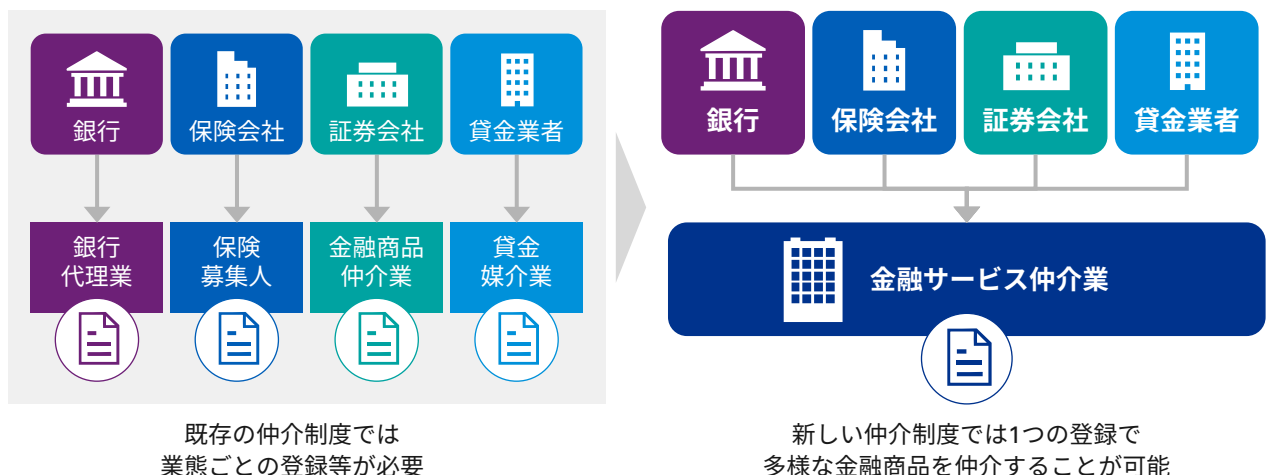
金融サービスの提供に関する法律の改正と金融サービス仲介業の創設

2021年11月に施行される改正金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という）では、銀行・証券・保険・貸金の業態ごと設けられていた仲介業について、取り扱える商品の範囲に一定の制限等があるものの金融サービス仲介業者としての登録のみで仲介業務が行えるようになります（下図参照）。

*電子決済等代行業の登録免除

電子決済等代行業と業者と同様に十分な業務遂行体制を備えている金融サービス仲介業者については、電子決済等代行業者としての登録を受けることなく電子決済等代行業務を行うことができるとされています。

既存の主な仲介業と新しく創設される金融サービス仲介業の業登録に係るイメージ



所属制の廃止

既存の仲介業で求められる所属金融機関を定める制度は金融サービス仲介業には設けられていません。このため、多数の金融機関から提供を受けて幅広い金融商品を顧客に仲介することが容易になります。

*保証金について

所属金融機関による損害賠償責任に代わって、事業規模に応じた保証金の供託等を通じた利用者保護がはかられます。

金融サービス仲介業者の登録申請書類

登録申請書記載事項	主な添付書類
<p>登録申請書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none">■ 申請者の郵便番号、住所又は所在地、電話番号、商号又は名称、氏名（法人にあっては、代表者の役職氏名）■ 別添1：役員の氏名又は名称■ 別添2：金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地■ 別添3：業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別）■ 別添4：貸金業貸付媒介業務を行う場合の電話番号その他の連絡先等■ 電子金融サービス仲介業を行う場合にあっては、その旨■ 別添5：他に行っている事業の種類■ 別添6：個人の登録申請者の兼職状況■ 別添7：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況	<p>主な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">■ 定款及び登記事項証明書並びに役員の履歴書及び住民票の抄本等■ 金融サービス仲介業務の内容及び方法を記載した書類■ 登録申請者が登録拒否要件に該当しないことを誓約する書面■ 金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有することを明らかにする書面■ 兼業業務の内容を記した書面■ 金融サービス仲介業務の運営に関する社内規則等■ 指定紛争解決（ADR）機関の名称若しくは商号又はADR機関が存在しない場合は苦情処理及び紛争解決措置の内容■ 電子金融サービス仲介業を行う場合はその内容及び当該業務を遂行する体制を記した書面

認定金融サービス仲介業協会の定款その他の規則に準ずる社内規則と体制の整備

登録申請書の添付資料として、金融サービス仲介業務の運営に関する社内規則等があります。登録拒否要件の一つに認定金融サービス仲介業協会等に参加しない者は、同協会の定款その他の規則（自主規制）に準ずる社内規則の作成と当該社内規則を遵守するための態勢の整備が求められています。したがって、同協会への加入の有無にかかわらず、自主規制に準ずる社内規則等の作成及び体制の整備が求められることになります。

金融サービス仲介業者の登録申請支援業務のご提供例（3ヵ月～5ヵ月）

01 登録に係る法規制と現状の把握	02 対応事項の整理	03 態勢整備
<p>金融サービス仲介業者として登録するための要件について確認するとともに、現状の規制遵守に係る体制についてヒアリングや資料閲覧等を通じて把握します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 登録申請に係る法規制等の確認● 展開する金融サービス仲介業の内容の確認● 現状の規制遵守に向けた体制の把握	<p>政府令や監督指針を含む金融庁公表資料、自主規制等をベンチマークとし、専門家による登録申請に向けて対応すべき事項の洗い出し・整理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">● 現状とのギャップ分析の実施● ギャップ事項の特定および確認● ギャップ事項に係る対応策の策定	<p>洗い出された対応すべき事項について、規程等の作成支援および内部管理体制等の構築に向けた助言等により登録申請に向けて必要な態勢の整備を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 登録申請書類のレビュー● 関連規程類の整備作成支援● PDCAサイクル含む内部管理体制の構築に向けた助言の提供

有限責任 あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部

保木 健次 Kenji.Hoki@jp.kpmg.com
藤澤 紗誉子 Sayoko.Fujisawa@jp.kpmg.com

〒100-8172
東京都千代田区大手町1丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

fintech-community@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/fintech

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはあずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 21-5053

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.